

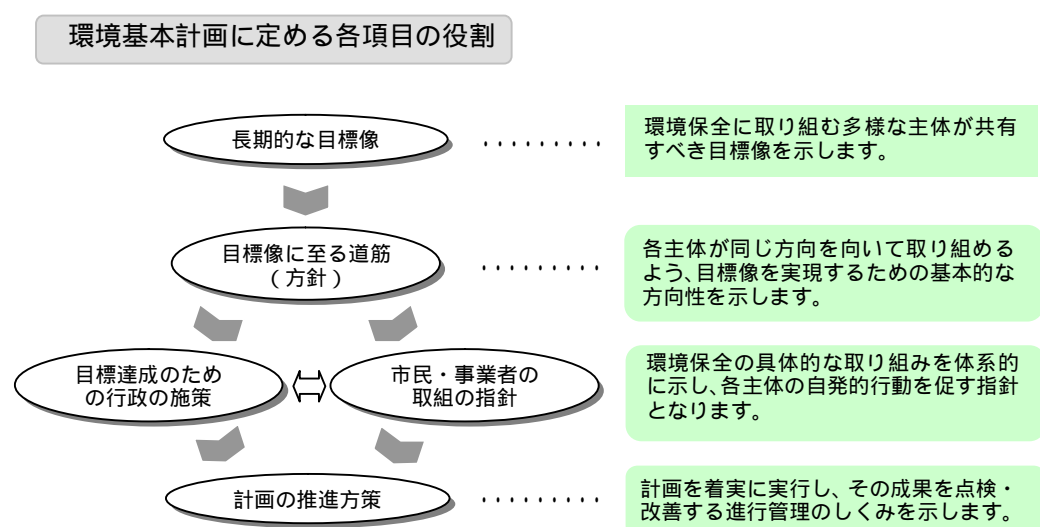
## (2)計画の基本的事項

### 1) 計画の目的と役割

『狭山市環境基本計画』は、狭山市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、市民や事業者との協働のもとで環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

具体的には、「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向けた“環境”の視点からの考え方と、望まれる取り組みの方向性を示しており、今後、本計画に示した考え方を個別の施策・事業に取り入れて環境の向上に努める一方、『狭山市総合振興計画』や他の関連計画に反映させることが重要となります。

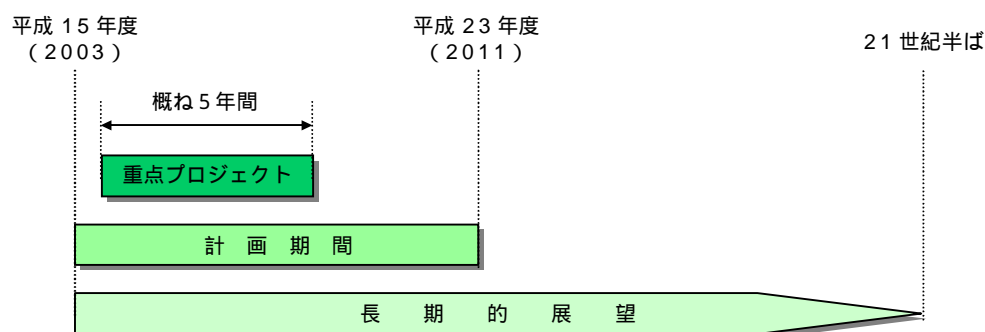
また、市民・市民団体・事業者・市の協働の取り組みを進めやすくするための体制やしきみづくりに力点を置き、計画の実効性を高めることを目指しています。



### 2) 計画の期間

計画期間は、21世紀半ばを展望しつつ、平成23年(西暦2011年)度までとします。ただし、短期的に取り組む「重点プロジェクト」は計画期間を概ね5年間として設定することとします。

#### 計画の期間



### 3) 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、市民の環境意識を基礎に、日常生活に密着した生活環境から、それをとりまく自然環境、さらには地球環境まで幅広くとらえます。

#### 対象とする環境の範囲の概念

